

(3) [令和3年(2021年)9月24日]

決算審査特別委員会(健康福祉分科会 第2日)

質問項目

(消防局関係)

(1) 産休、育休に関わる会計年度任用職員について

(2) 航空隊管理運営事業費について

(病院局関係)

(3) 次期中期経営計画の策定について

(1) 産休、育休に関わる会計年度任用職員について

◆織田勝久 委員 会計年度任用職員——これは産休・育休分でありますけれども——について伺います。令和2年度の当初予算で約325万円が計上されておりますが、これは令和元年度の実績から会計年度任用職員2人分の人件費を予算計上したということであります。決算では執行率はゼロ%、全額が不用額となっているわけであります。結果として、産休、育休に関わる会計年度任用職員が採用できなかったということは欠員を生じたという理解でよいのか、それとも、育休、産休を必要とする職員が生じなかったということなのか、事実関係を伺います。また、欠員が生じた場合には職場においてどのような影響があったのか、さらに、育休、産休の当該職員が休暇を取りにくい環境に置かれる心配はなかったのか、それぞれ人事課長に伺います。

◎田邊浩太 人事課長 会計年度任用職員についての御質問でございますが、初めに、会計年度任

用職員の採用状況につきましては、令和2年度は2人分の予算を計上しており、ホームページにより計5回の募集を行いました。応募がなかったことから、採用に至らず欠員が2人生じたものでございます。次に、採用できなかったことによる影響につきましては、在籍する職員への業務の負荷があったものの、効果的な配分を行い、業務遂行に支障はございませんでした。次に、育児休業等取得時の職場環境につきましては、初任実務教育や昇任予定者研修などにおける制度の説明及び職員子育て応援ガイドブックを配付することにより、出産、育児に関わる制度の周知を行い、安心して取得できる環境づくりに取り組んでいるところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 会計年度任用職員を募集するに当たって、今回の事例から得られた課題と反省点について、併せて来年度に向けた改善の在り方を、これは消防局長に伺います。

◎日迫善行 消防局長 会計年度任用職員の募集についての御質問でございますが、令和3年度につきましても、市及び消防局のホームページで募集を行い、2人の採用に至ったところでございます。今後につきましては、引き続き、ホームページのほか、ハローワークや市政だより等も活用するなど、広く周知を行い、採用につなげてまいりたいと存じます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 ぜひ採用の在り方、ホームページ以外も、今、御提言いただきましたけれども、工夫をしていただいて、欠員が生じるということがないように、やはり本来休める人が肩身が狭い思いをするようなことがあってはならないと思いますので、ぜひその工夫をお願いしておきます。よろしく申し上げます。

## (2) 航空隊管理運営事業費について

次に、航空隊管理運営事業費について伺います。本市消防ヘリコプターは、県内の広域応援活動に従事していることから、航空隊管理運営事業費について県から応分の負担を求める、そういうことをしてきました。これについては、県がヘリコプターを持っていないわけでありますから、川崎市と横浜市で十分にカバーしてきた、そういうことでもありますね。県は、度重なる本市からの要請に従ってやっと要綱を改正いたしまして、令和3年度当初予算、本年度の当初予算では7,000万円の負担額というふうになったわけであります。ただ、本市からの要請額である9,800万円とは約3,000万円もの乖離があるわけであります。さらに、ヘリコプター機体の更新時に、本市は国の緊急消防援助隊設備整備費補助金の採択を受けられず、代わりに緊急防災・減災事業債の活用を行ったことから、約17億円の更新事業費に対して、県の補助基準額である700万円、17億円に対して約700万円程度の補助しか得られなかった経緯もあるわけであります。ちなみに、国の補助採択を受けられなかったというのは、本市の取組が足りなかったというよりも、たまたまタイミングが悪くて、そもそも消防ヘリを整備していない自治体に優先的に配付されてしまって、国の交付額の補助額の総額が足りなくなっちゃったと、そういうことで川崎市があぶれちゃったということのようでもありますけれども、いずれにしても、真面目に取り組んでいる本市が割を食ったということであるわけでありますけれども、いずれにしても、17億円の機体に対して700万円程度の県の補助基準額しか得られなかったわけでありますから、ますます引き続きの要請額の増額、これについては年間の維持費でありますけれども、そういうものを求めていく必要があると思います。消防局の見解を伺います。さらに、どのように今後対応を行っていくのか、併せてこれは消防局長に伺います。

◎日迫善行 消防局長 県からの補助金についての御質問でございますが、補助金の現状につきまして

ては、平成28年度に新設されました神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金では、補助上限額が3,000万円となっていたことから、対象経費の範囲拡充や総飛行時間に占める県内応援分について増額を要請した結果、今年度は補助上限額が7,000万円に改められたところでございます。今後につきましても、関係局等と連携し、あらゆる機会を捉え、働きかけを行ってまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 これについては議会のほうもそれなりに応援させていただいてきた経緯がありますが、大都市税財政制度調査特別委員会の委員長も本委員会におられることですから、また引き続き、議会のほうとしてもしっかりと応援をさせていただきたいと思いますので、消防局のほうからも、めげることなくしっかり要請を上げていただきたいと思います。

消防航空隊の組織強化について、令和元年10月に国から告示があったということでもあります。最終的には今の人員16名から8名増員して、令和4年度までに24名体制を目指すということだそうです。そこで、令和2年の取組について、さらに令和3年度の当初予算約4,100万円の執行状況について、最後に、来年度の取組はどうか、それぞれ伺っておきます。また、課題があれば、どんなものがあるのか、航空隊長に伺っておきます。

◎森杉一彦 航空隊長 組織強化に向けた取組等についての御質問でございますが、令和2年度の取組につきましては、令和元年消防庁告示第4号消防防災ヘリコプターの運航に関する基準に基づいた運航体制を確立し、航空隊における運航体制の安全性向上、充実強化を図るため、職員配置の整備及び組織改正に取り組んでまいりました。令和3年度につきましては、10月から整備士の資格取得、1月から操縦士の資格取得に係るそれぞれの委託費の支出を予定しております。令和4年度につきまし

ても、操縦士 1 名、整備士 1 名を採用する予定となっておりますので、必要な経費について確保してまいりたいと存じます。今後につきましても、全国的に操縦士不足の状況でございますが、引き続き操縦士の確保に努め、安全運航体制に万全を期してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今、航空隊長のほうから答弁いただきました。今年で定年をお迎えになるということも聞いておりますので、ぜひこの計画を遺漏なくしっかりやっていただいて、有終の美を飾っていただきたいとお願いをしておきます。終わります。

### (3) 次期中期経営計画の策定について

◆織田勝久 委員 次期中期経営計画の策定について伺いたいと思います。次期中期経営計画案の作成、公表のスケジュールが11月、計画策定が3月となっております。国がいまだに新たな公立病院改革ガイドラインを示さない中で、どのように次期中期経営計画の策定を進めていくのか、これは策定時期の変更はあるのか、さらに、国のガイドライン公表のスケジュールの見込みと、ガイドラインが示された場合の次期経営計画との整合性の図り方について、それぞれ病院局長に伺います。

◎亀川栄 病院局長 次期中期経営計画についての御質問でございますが、初めに、計画の策定につきましても、現在、旧のガイドラインを踏まえて各病院で計画内容の検討を行い、局内の経営調整会議での議論を経て、外部有識者で構成される委員会で御意見を伺いながら、作業を進めているところでございます。新たなガイドラインの発出時期は総務省から未定と伺っておりますが、計画に記載すべき事項が追加される可能性がありますので、できるだけガイドラインを踏まえて策定できるよう、改めて計画案の公

表時期について検討しているところでございます。なお、3月の策定期間につきましては、変更ございません。

次に、ガイドラインと計画との整合性につきましては、ガイドラインが発出された際に迅速に対応できるよう準備いたしますが、計画策定に間に合わない場合には、来年度以降、必要に応じて計画を改定してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆**織田勝久 委員** 国から新たなガイドラインが示されましたら、ぜひ委員会のほうにも直ちに情報をいただけますようによろしくお願ひしたいと思います。いろいろ御苦労あろうかと思いますが、しっかり頑張っているだけだと思います。

次に、公立病院改革の4つの視点のうち、地域医療構想を踏まえた役割の明確化の部分について伺いたしたいと思います。地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割について、特に現在の新型コロナウイルス感染症の体験から得た知見、そういうものがあろうと思いますが、それは何かと。さらに、この知見をどのように生かしていくのか、これも病院局長に伺います。

◎**亀川栄 病院局長** 市立病院の果たすべき役割についての御質問でございますが、市立3病院におきましては、横浜港に帰港したクルーズ船での対応において全国に先駆けて新型コロナウイルス感染症患者の受け入れを行いました。その後、1年半以上にわたり、妊産婦、小児などを含め、8月末までに3病院合計で約1,700人の陽性患者を受け入れ、特に川崎病院においては重症患者は189人と、県下でも多くの患者を受け入れた実績があるなど、公立病院としての役割を果たしてきたものと考えております。こうした対応を進める中においては、複数の病棟の閉鎖やコロナ病棟への転用を行うなど、必要なスタッフや病床の確保に苦慮したところでございます。また、病床の機能面においては、川崎病院では第2種感

感染症指定病床12床、井田病院では結核病床40床を有していましたが、新型コロナウイルスのような呼吸器感染症に対応するためには、空気感染隔離ユニットの設置やモニタリング設備が必要となるなど、十分な空調・陰圧設備や必要な医療資器材、個室の確保などの課題がございました。新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の在り方につきましては、国における議論を注視するとともに、市立病院といたしましても、地域に必要な高度・特殊・急性期医療等を維持、提供しつつ、これまでの現場での経験を踏まえて、さらなる新興感染症に対応できるよう、現行の感染症指定医療機関の枠組みを超えた柔軟な患者の受入れ体制の準備、検討について、関係機関、関係団体等と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 横浜のクルーズ船が発祥と言ったら語弊があるかもしれませんが、そこからコロナ対策がスタートしたと言っても過言じゃないわけでありますが、そういう中で公立病院、自治体病院として、川崎病が非常に先鞭をつけて積極的に取り組んできた。それが逆に言うと、他の自治体病院、併せて民間の病院も含めてですけれども、そういうところが当然に感染症対策として協力をしていく、そのような先導的な流れをつくったという意味合いにおいて、川崎病院は本当に頑張ったなというふうに、これは高く評価しておきたいと思います。これからはしっかりと頑張っていたきたいと思います。

関連して、一般会計負担の考え方、これも地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割の中の大きなポイントになっておりますから、一般会計負担の考え方について伺っておきたいと思います。現行の総務省の繰り出し基準のルールを自治体病院経営の視点から改めて確認をしておきたいと思います。併せて医療の高度化、専門化、また薬品の高額化などに対応した一般会計からの繰り出しの考え方について病院局長に伺っておきます。

◎**亀川 栄 病院局長** 病院事業への一般会計繰入金についての御質問でございますが、地方公営企業法において、その性質上、地方公営企業の収入をもって充てることが適当でない経費及び能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、一般会計等において負担するものとされておりまして、病院事業においては救急等の政策的医療及び結核等の不採算医療等がこれに該当するものでございます。また、繰入金の算出に際しましては、急性期医療を担う市立病院においては、医療の高度化、専門化に伴い、必要とする医療機器や資器材、薬品がより高価になるとともに、必要な医療人材も増えていることから、対象経費は年々増加傾向となっているところでございます。そのため、より効率的な医療提供等により、経営改善を進めるとともに、市の財政状況を踏まえつつ、必要な繰入金の確保に努めてまいります。以上でございます。

◆**織田 勝久 委員** 先ほど田村委員からもいろいろ御指摘がありましたけれども、債務負担行為の活用とか、いろんな企業債の活用の仕方もあろうと思いますし、そもそも病院経営の効率化はとにかく徹底してしっかりやっていただくと。そういうことはもう大前提という上で、ただ、結核等なんて例を出していただいたけれども、今回のコロナだってそうだけれども、もう不採算医療の部分ですから、今回は国がかなり面倒を見てくれていますけれども、実態的に持ち出しも多い部分は、これはもう堂々と一般会計での繰り出しの活用も大事だろうと思いますので、そこは財政当局としっかり議論していただいて、病院事業経営全体の安定化に資すると、そういう部分を頑張っていたきたいと思っております。これについてはまたこれからもしっかり見てまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

最後、さっき赤石委員もちよっと質問されておりましたけれども、部分休業取得の課題について伺いたい

と思います。この部分休業取得の利用が増加していることにより、特に看護師の夜勤や勤務交代時の時間外従事者の確保が課題となっていると仄聞しているところであります。制度が積極的に活用されることを期待する上での課題と対応の在り方について病院局長に確認しておきます。

◎**亀川 栄 病院局長** 看護職員の部分休業等についての御質問でございますが、部分休業や育児短時間勤務など育児支援制度の充実等により、職員が育児しやすい環境の整備が進んでいることから、制度を利用する職員が増えております。そのため、夜勤に従事する職員の不足や、日勤においても時間帯によって職員が手薄になるなどの状況が生じており、他の職員への負担が増加しております。これまでは、会計年度任用職員の活用や、柔軟な勤務シフトの設定などにより対応を図ってきたところでございますが、今後につきましても、職員が育児しやすい環境を維持するとともに、質の高い看護サービスを安定的に提供できるよう、職員の増員やICTの活用、タスク・シフティングの推進など、より効率的、効果的な勤務体制の構築に取り組んでまいります。以上でございます。

◆**織田 勝久 委員** 部分休業という仕組みについては、現実の働き方の上で、ぜひこれはサービスの取得はしていただきたいわけです。ただ、その代わり、その部分を埋めていただく人員の確保ということも大きな問題になりますから、自分がたまたま休業するときの代替職員というのかな、そういうものが十分にされないとこの取得も積極的にできないという問題も出てくると思います。制度がよく使われるためにはそこにあてがう人材も必要になるわけですから、また、財政局としっかり予算の議論もしていただくんですが、あと、その採用の通知についても、募集の通知についてもやっぱり徹底していただくと。そういうことをしっかりやっていただきたいと思います。これはまた推移をしっかり見ていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。終わりま

す。